

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 労働安全衛生 | 労働組合が行う安全衛生活動 2

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

労働組合が行う安全衛生活動 2

労働組合が行う安全衛生活動 2

労働安全衛生活動のグランド・デザインを描く

1. 安全衛生活動の三大目的

- ① 災害の撲滅
- ② 心身の健康保持
- ③ 快適職場形成

2. 目的達成の三大原則

- ① 日々達成の原則
- ② 経営内在化の原則
- ③ 妥協なしの原則

3. 目的達成の活動原則

- ① 労働安全衛生マネジメントシステムの実践（リクスアセスメント）
- ② 安全衛生の三管理の徹底
- ③ 安全衛生委員会の機能性発揮の原則

目的達成による三大使命

- 1. 幸福実現の追求
(自分・他者・社会満足)
- 2. 豊かな人間性創造の追求
(できた人・できる人)
- 3. 安全衛生文化の継承・伝承
(未来に対する責任)

その為になにをするのか！

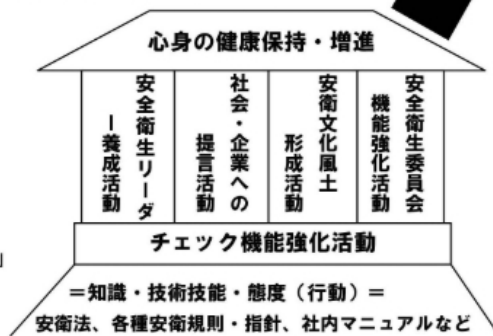
「労働安全衛生法」第一条に「三大目的」は規定しています。
 法の規定は、災害を起こさない・災害に遭わない、そして疾病にかからない。その為に守らなければならない事項です。→ **法の規定は「最低基準」**
 法を土台に、目的達成への労使共同及び「労と使」の主体的活動が必要となるのです。

労働組合の主体的活動とは → 安全衛生に対する
「労働者の三権」を確立すること。

そして、5大活動を強化進展すること。

- ① チェック活動
- ② 安全衛生委員会機能強化活動
- ③ 安全衛生文化形成啓蒙活動
- ④ 提言活動
- ⑤ 組合リーダーの資質向上活動

その為に、「知識・技術技能・態度（行動）」が必要となり、その向上が求められます。
 そこで捉える、**労働組合と安衛活動！**



=知識・技術技能・態度（行動）=
 安衛法、各種安衛規則・指針、社内マニュアルなど

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[🔍 サイトマップ](#) [🔍 このサイトについて](#) [🔍 個人情報保護の取組みについて](#)

[🔍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.